

いじめ防止における基本方針



R4.10.8 命の駅伝

佐久市立望月中学校

I いじめ防止対策ための基本的な方向

○学校・教育目標（別紙参照）

学校・教育目標をもとにいじめ防止の等に関する方針を以下のように策定した。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では上記の目指す姿を具現するため、次のような基本的な考え方のもとにいじめ防止等の取り組みを進めていく。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を、心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- 生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての職員が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつようにする。また、一人で判断するのではなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、保健室を教育相談窓口とし、生徒や保護者に周知し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、職員は共通理解を図っておく。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生

徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧に対応する。また、家庭への連絡・相談や、事案に応じ、教育委員会等関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。そのため、平素から保護者や関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

2 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

『いじめ』とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行う。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつける。

(2) いじめの様態

いじめには下記のような様態がある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、いじめ不登校対策委員会（法第22条に規定された「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。その際、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った児童生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られるだけでなく、日常的な未然防止にもつながる。

ア いじめの背景

- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。（地域社会）
- ・ 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。（家庭）
- ・ 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。（学校）

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集会的に行われるため、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことも必要である。

ウ いじめる生徒の気持ち

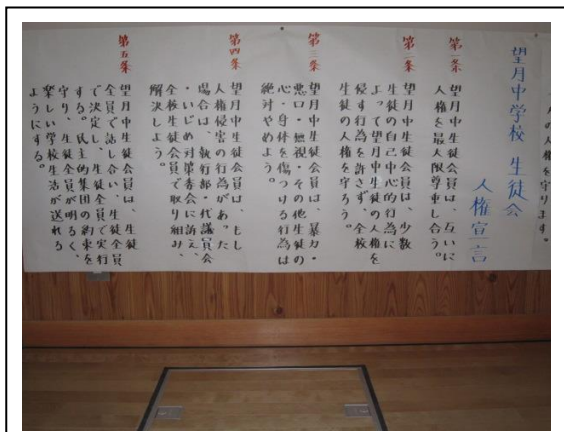
「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などがあげられる。

II いじめ防止等のための取り組み

1 望月中学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方を生徒会委員会にある「いじめ対策委員会」が、『いじめ追放宣言』『生徒会人権宣言』を考え、『望月中学校いじめ防止基本方針』として策定する。

これは、毎年4月に「いのちの大切さを考える集会」で、委員会より発表される全校集会が行われている。本方針を廊下に掲示し、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。



<望月中学校 生徒会 人権宣言>



<望月中学校 生徒会 いじめ追放宣言>

2 いじめ防止対策委員会

本委員会は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、学校内外における生徒の安全な生活を保障することを目的とし、明るく豊かな生活を願い、心身ともに健全な生徒の育成を目指す。

(1) 組織

本会は名称を「いじめ防止対策委員会」とし、次の者で構成する。

学校関係者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、人権教育係主任、部活動指導担当

保護者：PTA正副会長、PTA父親母親委員会正副部長

地域関係者：民生児童委員、主任児童委員、コミュニティスクール推進委員

関係者：スクールカウンセラー

また、校内に小委員会として「いじめ防止対策小委員会」を置き、機動的な運営にあたる。

校長・教頭	……	全体の統括・渉外
教務主任	……	年間計画の作成（調整）・検証
生徒指導主事	…	年間計画の作成・教育相談の計画・個別のいじめ事案への対応の中心、啓発
人権教育係主任	…	年間計画作成・啓発
養護教諭	……	相談窓口・いじめ事案への対応
特別支援教育主任	…	教育相談の計画
学年主任	……	各学年の取組・個別事案の対応

スクールカウンセラー
臨床心理士
教育相談・小委員会へのアドバイス

(2) 役割

本会は次の事業を行う。

- ・年に1回委員会を開催し、連絡協議を行う。
- ・いじめ・不登校未然防止、安全に資するための各種資料作成。
- ・いじめ・不登校や安全に関する各機関の連絡調整。
- ・いじめ・不登校や安全に関する情報収集と共有、対策。
- ・学校のいじめ防止等の取り組みに対する評価

小委員会は次のような学校の取り組みを中心となって推進する。

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・学校明るくする調査を人権同和教育旬間に行い、取組の見直しを行う。

○学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・取組の状況や成果についても情報発信する。

○いじめの早期発見、早期対応

- ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

○教職員の意識啓発

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。

3 いじめ防止等の取り組み

本校では、校長のリーダーシップのもと「いじめ・不登校防止委員会、学校安全衛生委員会」を中核に、職員が一致協力し、保護者の協力を得たり、市教育委員会や関係機関・専門機関と連携したりしていじめ防止等の取り組みを推進する。また、「学校自己評価アンケート」や「学校を明るくする調査」などの結果や、いじめの認知数、不登校生徒人数などの指標をもとに成果と課題を明らかにし、次の取り組みを検討する。

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

① いじめの未然防止の取組

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、道徳教育や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

(ア) 授業中の生徒指導の充実

- ・ 「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の場面」をキーワードに授業づくりを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・ 3観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視した「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・ グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・ 授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・ 分かる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを行う。

(イ) 道徳

- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。

(ウ) 学級活動

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・ 学級・学年合唱、レクリエーションなど生徒が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

(エ) 行事

- ・ 若駒祭、クラスマッチ、自然体験学習、福祉体験学習、修学旅行など生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取組めるように支援する。
- ・ 職場体験学習、地域交流講座、地域での奉仕活動体験などの地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

イ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・ 学校だよりで「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢を周知するとともに、全校集会やPTAの会合等を活用して周知を図る。
- ・ 人権教育旬間と月間を年2回（6月と10月）位置づけ、授業参観や学年PTAを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合う機会をもつ。
- ・ 生徒と保護者向けに人権教育や情報モラルに関わる研修を行う。

ウ 生徒の主体的活動の活用

- ・ 生徒会の人権集会など、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・ 生徒会による『望月中人権宣言』の浸透を図るとともに、生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止等に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

エ 職員の資質の向上

- ・ いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。
- ・ 授業の規律を定めるとともに、児童生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくりを行う。
- ・ 教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。

② いじめの早期発見の取組

ア 日常活動を通じた早期発見

- ・ 生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。
- ・ 生活記録等を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。また、生徒の言葉の向こうにいる保護者との対話にもつなげていく。

イ 相談体制の充実

- ・ 生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように保健室を教育相談窓口とし、生徒や保護者に周知する。また、相談しやすい職員に誰にでも相談してよいことも加えて周知する。
- ・ 学年だよりや学校だより等の通信を児童生徒や保護者向けに発行し、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行う。
- ・ 教育相談日を位置づけ、生徒全員との相談を実施する。その際、学級担任だけでなく、生徒が相談しやすい相手と相談できるように配慮する。
- ・ いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員は一人で抱え込むことなく、学年会や生徒指導委員会、いじめ防止対策小委員会、学校安全衛生委員会等と情報を共有し、適切に判断するため、「報告・連絡・相談」を大切にする。

ウ アンケート調査の活用

- ・ 毎月1回、4日までに、「学校を明るくする調査」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、児童生徒と相談を行ったりする。
- ・ Q-U検査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を年2回実施し、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や生徒との面談に生かす。

(2) いじめが起きたときの対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保した上で、教職員が一人で抱え込むことのないようにし、速やかに「いじめ防止対策小委員会」を中核とした組織的対応をする。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめ防止対策小委員会」に集約する。

イ 全体像の把握（事実確認）→指導体制は「いじめ防止対策小委員会」の検討を経て校長が決定する。

- ・ 関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が分担して速やかに関係児童生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 事実関係が明らかになったら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

ウ いじめられた生徒又は保護者への支援

- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたいので気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・ 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。

エ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- ・ いじめを完全にやめさせたいので、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。
- ・ いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

オ いじめが起きた集団への指導

- ・ いじめを見ていた、知っていた児童生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたりして同調していた児童生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

(3) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・ 未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・ 生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。

- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う。

(4) 関係機関との連携窓口

本校では、関係機関と日常的に連携するために、次のものが窓口となる。

佐久警察署生活安全課、望月交番・・・・・・・・生徒指導主事

佐久地域医療センターなど医療機関・・・・・・・・特別支援教育コーディネーター、養護教諭

佐久市子育て支援課・・・・・・・・・・・・・教頭

SSW、SMA、SC・・・・・・・・・・・・・学校長、特コ、生徒指導主事、養護教諭

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに佐久市教育委員会に報告する。

イ 初期対応

- ・ いじめを完全に止めた上で、初期対応を行う。必要に応じて、関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
- ・ 速やかに「いじめ防止対策小委員会」を中核とした「危機対応チーム」を立ち上げ、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。

ウ 事実関係を明確にするための調査

佐久市教育委員会の指導のもと、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(6) いじめ防止等の取組の年間計画（案）

未然防止の取組（全校集会や人権週間、異年齢交流学习や体験学習、授業参観、道徳や学級活動のいじめにかかわる取組、講演会など）、早期発見の取組（個人面接や相談週間、アンケート調査など）、いじめ防止の取組に対する評価計画（学校生活アンケートの時期や会合予定など）、啓発行事（PTA講演会や地区懇談会など）の予定を年間計画に位置づけて作成。

	人権教育月間、集会、講演会等	教育相談やアンケート等	道徳（内容項目）			その他
			1年	2年	3年	
4月			理想の実現	個性の伸張 生命の尊重	人間愛・思いやり 正義・公正・公平	
5月	《人権教育旬間》 ○校長講話 ○人権教育集会		個性の伸張	信頼・友情	生命尊重	
			人権教育係の計画による学習			
6月		Q-U検査 いじめアンケート		感謝		
7月		教育相談週間	男女の敬愛 信頼・友情 感謝	信頼・友情	男女の敬愛 個性の伸張	
8月			信頼・友情	生命尊重		防犯研修（職員）
9月			人間愛・思いやり	人間愛・思いやり 男女の敬愛		
10月	《人権教育月間》 ○校長講話 ○人権教育授業参観 ○人権教育講演会（生徒・保護者・職員）			正義・公正・公平	信頼・友情 生命の尊重	
			人権教育係の計画による学習			
11月	生徒会人権集会	教育相談週間			信頼・友情	
12月				自他の尊重		
1月			信頼・友情 生命の尊重		自他の尊重	
2月		教育相談週間	生命の尊重		感謝	
3月			自他の尊重 正義・公正・公平			
通年			道徳の視点を大切に学習指導			あいさつ運動

『インターネット上のいじめの発見』
 ◎児童生徒・保護者からの相談 ◎アンケートの記述 ◎他校から

習いごとなどを通して、違う学校の児童生徒同士がゲーム、SNS等でのつながりが生まれているため、インターネット上のトラブルが起きたときは、他校から連絡が入ることもある。

『対応チームの編成』
 ◎校内のインターネット上のいじめを対応する組織を編成

『事実確認と実態把握』
 ◎被害児童生徒とその保護者の了解のもと 以下の確認をする
 ①証拠の保全 ②発見までの経緯 ③投稿者(書き込んだ人)の心当たり ④他の児童生徒の認知状況

いじめにつながっている誹謗中傷、嫌がらせなど、書き込みのあった掲示板、チャット等のURLを控えるとともに、その内容を保存する。校務用のパソコンから内容を見ることができないものも多いため、端末(スマートフォン・ゲーム機等)からアクセスして確認する必要がある。また、携帯電話(スマートフォン)での誹謗中傷などは、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。しかし、加害者、被害者が個人で所有している情報端末は個人情報の塊のため、学校や教師が勝手に内容を見ることはできない。保護者の承諾、本人の承諾を得て内容を確認するのが原則。

『対応協議』
 ◎対応チームによる対応を協議(随時情報共有と対応を協議)
 ①被害生徒とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議
 ②外部との連携を検討(教育委員会・警察・スクールカウンセラー)
 ※③外部専門機関のアドバイスによる対応を検討

『教育委員会へ報告』
 ◎事案発生時の報告と外部機関との連携等を相談

『被害児童生徒・保護者への対応』
 きめ細やかなケア、
 現況報告

『加害児童生徒の特定』事実確認
 ・関係する児童生徒の確認
 ・一人ひとりの事実確認
 ・事実確認後、保護者へ連絡。情報提供協力の要請
 ※加害者に、他校の児童生徒がいた場合
 ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請(※管理職間)
 ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供協力の要請
 ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

『サイト運営側へ削除依頼の必要性があるか検討』
 ○依頼は、被害児童生徒がするのが原則(被害者が未成年の場合、保護者又は学校、市教委から対応できる場合もある)

『加害児童生徒・保護者への対応』
 ○投稿、書き込みを削除させる
 ○人権と犯罪の面から指導
 ※他校の児童生徒が関係していた場合、対応の仕方については学校間で協議

『削除の確認』

『継続的支援』
 ○心のケアと児童生徒の関係修復

『全校児童生徒への対応』
 ○全校集会・学年集会・学級指導

『削除依頼と削除の確認』

- (1)書き込みのあったサイトの管理者に削除依頼
 書き込みのあったサイトトップページから連絡方法を確認。「利用規約」等書かれている削除方法を確認して削除依頼。
- (2)掲示板等のプロバイダに削除依頼
 掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(サービス提供会社等)へ削除依頼。
- (3)警察や法務局・地方自治体に相談する
 削除されない場合は、サイト管理者からのメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方自治体に相談するなどして対応を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課 サイバー犯罪対策室
 電話 026-223-0110
- 学校生活相談センター
 電話 0120-0-78310
- 地方自治体「子どもの人権110番」
 電話 0120-007-110
- 長野県教育委員会 心の支援課
 電話 026-235-7436
- 「信州ネットトラブルバスターズ」
 URL <http://himawari-nagano.net/netliteracy/index.html>